

「定期報告対象建築物等」

1 定期調査報告の必要な建築物と報告時期

平成25年から起算して3年目ごとの年に報告を要する建築物

建築物の用途		規 模
国 の 指 定 *1 *2	劇場，映画館又は演芸場の用途に供する建築物	地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの，当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又は主階が1階にないもの
	観覧場（屋外観覧場を除く。），公会堂又は集会場の用途に供する建築物	地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
	百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの，当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの又は当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
高知市の指定	百貨店，マーケット，展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
	キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店又は飲食店の用途に供する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

*1 避難階以外の階を別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないものを除く。

*2 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるものを除く。

平成26年から起算して3年目ごとの年に報告を要する建築物

建築物の用途		規 模
国 の 指 定 *1 *2	病院又は診療所(患者の収容施設のある場合に限る。), ホテル又は旅館(簡易宿泊所を含む。)の用途に供する建築物	地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する2階の部分(病院又は診療所にあつては, その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
	体育館(学校に附属する体育館を除く。), 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
高知市の指定	病院, 診療所(患者の収容施設のある場合に限る。), ホテル又は旅館(簡易宿泊所を含む。)の用途に供する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
	博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの

*1 避難階以外の階を別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないものを除く。

*2 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるものを除く。

平成27年から起算して3年目ごとの年に報告を要する建築物

建築物の用途		規 模
国 の 指 定 *1 *2	平成28年国土交通省告示第240号第一第2項に規定する高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物*3	地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
高知市の指定	児童福祉施設等（保育所を除く。）の用途に供する建築物	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	寄宿舎の用途に供する建築物	3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

*1 避難階以外の階を別表第一（イ）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないものを除く。

*2 別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるものを除く。

*3 平成28年国土交通省告示第240号第一第2項

高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

- 1 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 2 助産施設，乳児院及び障害児入所施設
- 3 助産所
- 4 盲導犬訓練施設
- 5 救護施設及び更正施設
- 6 老人短期入所施設その他これに類するもの
- 7 養護老人ホーム，特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- 8 母子保健施設
- 9 障害者支援施設，福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

2 昇降機，防火設備，準用工作物の報告時期について

国が法令で指定した定期検査報告が必要な昇降機，防火設備，準用工作物の報告については，「毎年4月1日から翌年3月31日までとし，かつ，前回の報告の日から1年を超えない日まで」に報告してください。